

# 1 税 率 一 覧 表

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
県民税 個人	<p>均等割 年 1,000円 (1,500円) ( )の税率は、平成21年度 から適用</p> <p>所得割 1. 課税所得金額 <math>\frac{4}{100}</math></p> <p>2. 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡 所得 <math>\frac{2}{100}</math> イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 <math>\frac{1.6}{100}</math> (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円+ (課税長期譲 渡所得-2,000万円) <math>\times \frac{2}{100}</math> ウ その年の1月1日におい て所有期間が10年を超える 一定の居住用財産を昭和63 年4月1日以降に譲渡した 場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 <math>\frac{1.6}{100}</math> (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円+ (課税長期譲 渡所得-6,000万円) <math>\times \frac{2}{100}</math> (2) 短期譲渡所得 <math>\frac{3.6}{100}</math></p> <p>3. 株式等に係る譲渡所得等 に対する税率 非上場分 <math>\frac{2}{100}</math> 上場分 <math>\frac{1.2}{100}</math></p>	<p>左に同じ</p> <p>左に同じ</p>	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納 期 個人の市町村 民税の納期と同 じ</p>	<p>(減免) 個人の市町村民税 に準ずる</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	均等割 資本金等の額（資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く） 年 800,000円 (840,000円) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 540,000円 (567,000円) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 130,000円 (136,500円) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 50,000円 (52,500円) その他の法人 年 20,000円 (21,000円) ( )の税率は、平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用 法人税割 $\frac{5}{100}$ 〔平成7年9月1日から平成27年8月31日までに終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの $\frac{5.8}{100}$ 〕	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$	支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$	毎翌月10日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
株式等譲渡所得割	〔平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等 $\frac{3}{100}$ 〕 支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$ 〔平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われた一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等 $\frac{3}{100}$ 〕	〔平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等 $\frac{3}{100}$ 〕 支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$ 〔平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に行われた一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等 $\frac{3}{100}$ 〕	源泉徴収口座内配当等 翌年の1月10日 翌年の1月10日		
事業税個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2)及び(3)以外の者で生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保険業 } 収入金額の $\frac{0.7}{100} < \frac{0.739}{100}$	左に同じ	1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 ただし、法第72条の25第2項により知事の認められたものはその指定した日 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため上記期間中に申告納付できない場合には知事の承認により3か月以内	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの	
	(2) その他の事業を行う法人 特別法人〔(3)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} < \frac{2.85}{100}$ 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の $\frac{3.6}{100} < \frac{3.798}{100}$ 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{1.614}{100}$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{2.365}{100}$ 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{3.116}{100}$ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人 所得及び清算所得の $\frac{3.116}{100}$ その他の法人〔(3)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{2.7}{100} < \frac{2.85}{100}$		2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月 3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2か月 4. (法第72条の30第1項の法人) 残余財産分配の日の前日 5. (法第72条の31第1項の法人) 残余財産の確定した日から1か月		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{4}{100} < \frac{4.219}{100}$ 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{5.3}{100} < \frac{5.588}{100}$				
	(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの 特別法人 所得及び清算所得の $\frac{3.6}{100} < \frac{3.798}{100}$ その他法人 所得及び清算所得の $\frac{5.3}{100} < \frac{5.588}{100}$				
	( ) は平成10年2月1日から平成28年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするもの)に適用する。			( ) は平成10年2月1日から平成25年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするもの)に適用する。	